

○安芸市総合評価方式取扱要綱

平成20年9月1日

改正 令和5年11月

(趣旨)

第1条 この要綱は、安芸市が発注する建設工事について、総合評価方式による競争入札を行うために必要な事項を定める。

(総合評価方式による競争入札)

第2条 総合評価方式は、市長が適当と認める請負対象金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）3,000万円以上の建設工事発注において適用することができる。

(総合評価方式の方法)

第3条 総合評価方式の施行は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づくものとし、価格以外の評価として企業の施工能力及び配置予定技術者の能力その他必要と認める事項の評価を行う。

2 前項の評価は、別記に定める特別簡易型総合評価方式評価基準（以下「評価基準」という。）により評価点を算定するものとし、当該評価点を当該入札者の入札価格で除して得られた値（以下「評価値」という。）を算定し（小数点以下第5位以下切捨とする。）、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、かつ評価値の最も高い者を落札者とする。

3 評価値の最も高い者が2者以上あるときの落札者は、くじ引きにより決定する。

4 第2項の規定にかかわらず、入札価格が失格基準相当額を下回る者については、施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき、その入札価格では当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、失格とする（以下「失格基準」という。）。

5 失格基準相当価格は、発注工事の内容に応じて予定価格の10分の7.5から10分の9.2の額の範囲内で定める。

(一般競争入札の公告)

第4条 総合評価方式による一般競争入札を行うときの入札公告の様式は、別紙1のとおりとする。

2 入札公告は、企画調整課で頒布するとともに、安芸市ホームページへ掲載する。

3 総合評価方式による一般競争入札に参加する者は、当該入札公告に定める入札参加申請を行わなければならない。

(指名競争入札の指名通知)

第5条 総合評価方式による指名競争入札を行うときの指名通知の様式は、別紙2のとおり

とする。

- 2 総合評価方式による指名競争入札に参加する者は、別紙3に定める様式により技術等評価点のための届出書を提出しなければならない。

- 3 前項の届出書の提出がない入札参加者は、失格とする。

(学識経験者の意見聴取)

第6条 別記の評価基準については、施行令第167条の10の2第4項の規定に基づきあらかじめ2人以上の学識経験者から意見を聴くものとする。

- 2 前項の意見聴取において、施行令第167条の10の2第5項の規定に基づき学識経験者に、併せて、別記の評価基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

- 3 前項により落札者を決定するときの学識経験者の意見聴取が必要ないとされた場合には、総合評価方式を行う案件ごとの学識経験者の意見聴取は行わない。

- 4 第2項により落札者を決定するときの学識経験者の意見聴取が必要とされた場合には、別紙3により総合評価方式を行う案件ごとの学識経験者の意見聴取を行う。

(入札結果の公表)

第7条 総合評価方式により落札者が決定されたときは、別紙4にまとめて企画調整課に備え置き閲覧の方式により公表する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、総合評価方式の施行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年2月）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行し、同日以後に公告する入札から適用する。

別記

特別簡易型総合評価方式評価基準

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業 の施 工能 力	同種工事の施工実 績	過去10年間の同種工 事の施工実績	A 安芸市内における公共機関発 注の工事实績 3件以上	50／50
			B 安芸市内における公共機関発 注の工事实績 2件	40／50
			C 安芸市内における公共機関発 注の工事实績 1件	30／50
			D 高知県内における公共機関発 注の工事实績 3件以上	20／50
			E 高知県内における公共機関発 注の工事实績 2件まで	10／50
			F 工事实績なし	0／50
配置 予定 技術 者の 能力	同種工事の施工実 績	過去10年間の監理技 術者、主任技術者、現 場代理人としての施 工従事の有無	A 安芸市内における公共機関発 注の工事实績 3件以上	25／25
			B 安芸市内における公共機関発 注の工事实績 2件	20／25
			C 安芸市内における公共機関発 注の工事实績 1件	15／25
			D 高知県内における公共機関発 注の工事实績 3件以上	10／25
			E 高知県内における公共機関発 注の工事实績 2件まで	5／25
			F 工事实績なし	0／25
	保有資格	配置予定技術者の保 有する資格	A 1級土木施工管理技士と同等 の資格を有する者	25／25
			B 2級土木施工管理技士と同等 の資格を有する者	15／25
			C その他の資格を有する者	5／25
合計				100／100

備考

- 1 評価点は、標準点を100点とし、企業の施工能力50点、配置予定技術者の能力50点の計100点を10点に換算して、次の算式により算定する。

評価点＝標準点(100)＋加算点（企業の施工能力＋配置予定技術者の能力：満点10）

- 2 落札者決定のための評価値は、次の算式により算定する。

評価値＝評価点／入札価格（入札価格は1千万円単位（例：500万円＝0.5千万円）に換算し、商は小数点第5位以下切捨

別紙 1

安芸市告示〇〇号

一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

年 月 日

安芸市長

第 1 入札に付する事項等

1 工 事 名 〇〇〇工事

2 工事番号 第〇－〇号

3 工事場所 安芸市〇〇〇

4 概 要 本工事は、安芸市の〇〇〇工事を行うものである。

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する
総合評価方式を適用して入札を行う。

(1) 工事概算数量 工事延長 L=〇〇〇m

〇〇〇工 L=〇〇〇m

〇〇〇工 L=〇〇〇m

(2) 完 成 期 限 年 月 日

5 予 定 価 格 事後公表

6 失格基準相当価格 事後公表

7 申請期間 公告の日から 年 月 日 () まで

8 入札日

(1) 入札日時

年 月 日 () 午前 (後) 時

(2) 入札及び開札場所

安芸市役所

〇〇会議室

9 この入札への参加者は、別に定める入札心得を了知すること。

10 この入札は、入札参加資格を認めた者が 1 者の場合でも入札を行う。

11 この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等
について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。

12 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

1 参加企業の要件

- (1) 安芸市の 年度指名競争入札参加登録を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日以後落札決定前の間に、安芸市から建設工事等請負業者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 安芸市内に本社を有する者で、公告日時点における安芸市の〇〇〇工事の格付が〇の者。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、②から④については、その手続開始の決定後、 年度安芸市建設工事入札参加資格の再認定を受けている者についてはこの限りでない。
 - ① 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てを行った者
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者
 - ③ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者
 - ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
 - ⑤ この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、建設業法第 28 条第 3 項に基づき営業停止処分を受けた者のうち、その範囲を「公共工事に係るもの」とされた者
- (6) 年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。）。
 - (ア) 最終請負金額が 2,000 万円以上の〇〇工事であること。
 - (イ) 発注者が国又は地方公共団体等であること。
 - (ウ) 〇〇〇が、〇〇以上であること。
- (7) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 2 条第 5 号）に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (8) この入札に参加しようとする他の者との間に、資本関係及び人的関係がないこと。

2 配置技術者の要件

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす主任技術者（監理技術者）を当該工事に配置できること。

- (1) この公告の日以前に申請者に採用され、引き続き 3 ヶ月以上雇用されている者であること。
- (2) 許可業種の別に関係なく、建設業法第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

- (3) 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者、又は建設業法第7条第2号イ、ロに掲げる者であること。
- (4) 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者、又は建設業法第7条第2号イ、ロに掲げる者であること。

監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了書を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (5) 年度以降に、完成・引渡しが完了した次の要件を満たす同種工事について、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者としての従事経験を有する者であること（施工場所（高知県内外）は問わない。）。ただし、工期途中で変更になっている場合は、実績として認めない。
 - (ア) 最終請負金額が2,000万円以上の〇〇工事であること。
 - (イ) 発注者が国又は地方公共団体等であること。
 - (ウ) 〇〇〇が、〇〇以上であること。

第3 特定建設業許可の要件

指定しない。ただし、下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）以上となる場合には、土木一式工事に関し、特定建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号）を受けている者であること。

第4 評価項目に関する事項

総合評価方式における評価項目は以下のとおりとし、この入札の参加資格申請時に関係資料を提出しなければならない。

1 企業の施工能力の評価

第2の1(6)に規定の工事と同種工事について、過去10年間の施工実績の有無を6段階で評価する。

次の資料を提出すること。

(1) 同種工事の施工実績届出書

(2) 当該届出工事のCORINS工事カルテ（CORINS工事カルテがない場合には、当該工事の施工が証明できる契約書、設計図書等）の写し

届け出る工事は、その発注者が国又は地方公共団体若しくは独立行政法人等の公共発注機関によるものに限る。共同企業体構成員としての施工実績を届け出る場合は、当該共同企業体における出資比率が20%以上のものに限る。

(2)の届出がない場合には、施工実績なしとして評価する。

2 配置予定技術者の能力の評価

第2の2(5)に規定の工事と同種工事について、過去10年間の従事経験を6段階、

保有資格の状況を３段階で評価する。ただし、工期の途中で変更になっている場合は、従事経験として認めない。

なお、申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合は、２人までに限り候補者をもって申請することができるものとする。この場合は、評価値が低い者を審査対象とする。

次の資料を提出すること。

- (１)配置予定技術者届出書
- (２)当該従事工事の CORINS 工事カルテの写し
- (３)技術検定合格証明書（１級又は２級土木施工管理技士と同等の資格を有するとして届け出る場合は、それを証明するに足る資料）の写し
- (４)配置予定技術者が監理技術者である場合には、監理技術者資格者証（平成 16 年 3 月 1 日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証）の写し
- (５)健康保険証（３ヶ月以上雇用されていることがわかるもの）の写し（２）の届出がない場合には、従事経験なしとして評価する。

第5 評価に関する事項

1 評価基準及び配点

次のとおりとする。

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業の 施工能力	同種工事の 施工実績	過去10年間の 同種工事の施工実績	A 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 3件以上	50点
			B 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 2件	40点
			C 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 1件	30点
			D 高知県内における公共機関発注の工事 実績 3件以上	20点
			E 高知県内における公共機関発注の工事 実績 2件まで	10点
			F 工事実績なし	0点
配置 予定 技術 者の 能力	同種工事の 施工実績	過去10年間の 監理技術者、主任技 術者、現場代理人と しての施工従事の有 無	A 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 3件以上	25点
			B 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 2件	20点
			C 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 1件	15点
			D 高知県内における公共機関発注の工事 実績 3件以上	10点
			E 高知県内における公共機関発注の工事 実績 2件まで	5点
			F 工事実績なし	0点
	保有資格	配置予定技術者の 保有する資格	A 1級土木施工管理技士と同等の資格を 有する者	25点
			B 2級土木施工管理技士と同等の資格を 有する者	15点
			C その他の資格を有する者	5点

2 評価方法

- (1) 第2の入札参加資格要件を満たす場合に標準点として100点を与え、評価基準による評価に基づき加算点を加える。

加算点は、企業の施工能力評価 50 点、配置予定技術者の施工実績評価 25 点、配置予定技術者の保有資格評価 25 点の計 100 点を 10 点に換算し、最高点数を 10 点として標準点に加える。

- (2) 標準点に加算点を加えた点数を当該入札参加者の入札価格（単位は「千万円」とする。）で除して得た数値（小数点第 5 位以下を切り捨て、小数点第 4 位までで数値化する。）を評価値とし、評価値によって落札者を決定する。
- (3) 加算点が 0 点の入札参加者にあっても、評価値は算定する。

3 落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内で、かつ評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格が別に定める失格基準相当価格未満のものにあつては、当該入札者を失格として、落札者とはしない。この場合には、入札価格が予定価格と失格基準相当価格の範囲内で、かつ評価値が当該失格者に次いで高い者を落札者とする。

入札価格が予定価格の範囲内で、かつ評価値の最も高い者が 2 人以上ある場合の落札者は、くじ引きにより決定する。

第 6 入札参加資格の確認申請等

当該工事の入札に参加しようとする者は、別紙 3 に定める様式により 年 月 日（ ）までに市長に一般（指名）競争入札参加資格申請書、同種工事の施工実績届出書、配置予定技術者届出書その他必要書類（以下「申請書」等という。）を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められる者については、別添により F A X 通知する。この通知のない者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

1 申請書等の提出期間

この公告の日から 年 月 日（ ）午後 5 時 15 分まで

申請書等の提出は持参によるものとし、特に認めた場合を除き郵送等その他の方法による申請は受け付けない。

2 交付又は提出場所

安芸市 安芸市企画調整課

電 話 0887-35-1012

F A X 0887-35-4445

3 交付方法

交付場所での直接配布又はホームページからのダウンロード

4 入札参加資格なしと認めた場合の通知

年 月 日（ ）（申請期限の翌日から起算して 3 日目）

5 入札参加資格がないとされた者に対する措置

第 2 の入札参加資格を満たすことが条件であり、入札参加資格のないものからの入札参加資格なしに対する理由を市長に求めることはできないものとする。

6 入札参加資格の喪失

4 の通知を受けない者にあっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあつては落札決定を取り消す。

- (1) 第2の入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第7 設計図書の閲覧等

1 閲覧

設計図書は、ホームページ上において閲覧することができる。

2 質疑応答

設計図書の内容についての質問がある場合には、次のとおり取り扱う。

- (1) 質問は書面で行う（口頭質問には回答しない。）ものとし、安芸市企画調整課へ持参又は郵送若しくはFAX送信すること。FAX送信による場合には、必ず電話により着信の有無を確認すること。
- (2) 書面の受付期間は、この公告の日から 年 月 日（ ）までの執務時間帯の間（閉庁日は除く。）とする。
- (3) 質問に対する回答は、書面の受理後速やかに文書で行うものとし、第6の4の入札参加資格なしの通知日までにあったものは質問者にFAX通知し、同通知日以後に入札参加資格ありと認めた者すべてにFAX通知する。また、同通知日以降にあったものは、入札参加資格ありと認めた者すべてにFAX通知する。

第8 入札方法等

- 1 郵送による入札は認めない。
- 2 入札時刻に入札会場にいない者については、入札参加を認めない。
- 3 代理人による入札の場合は、その旨の委任状を持参し、入札書投函の前に入札執行者の確認を受けなければならない。
- 4 入札書は別に定める所定の様式に基づくものとし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- 5 別に定める入札心得に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。

第9 入札保証金

免除する。

第10 最低制限価格

失格基準価格を設ける。

第 11 契約保証金

契約金額の 1 割以上の現金、又は西日本建設業保証（株）又は銀行・損保会社等いずれかとの契約金額の 1 割以上の保証契約とする。

第 12 独占禁止法の遵守に係る誓約書

この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領第 2 の規定により、契約担当課へ契約書提出時に、同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第 3 の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

第 13 入札金額の内訳書の提出

入札当日に、入札金額の内訳書の提出を義務付ける。

第 14 入札結果の公表

この入札の結果については、落札者が決定されて 3 日以内に、安芸市企画調整課で閲覧に供することにより公表する。

第 15 その他

- 1 この入札の落札者は、申請書等に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置しなければならない。当該配置予定技術者は、実際の工事施工に当たって原則として変更することができない。
- 2 この入札の落札者は、契約締結時に「現場代理人・技術者届」の提出を義務付ける。
契約期間中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合には、落札の取消し又は契約の解除を行う場合がある。
- 3 この入札の落札者は、契約締結時に中間前金払い又は部分払いのいずれかを選択できるものとし、契約締結後の変更は認めない。
- 4 本工事は、「週休 2 日制モデル工事」実施要領における「発注者指定型」の対象工事である。
- 5 その他不明な点は、安芸市企画調整課に問い合わせること。

別添

年 月 日

様

安芸市長

一般競争入札参加資格確認通知書

さきに提出された〇〇〇工事に係る一般競争入札参加資格申請については、下記の理由により資格なしと決定したので通知します。

記

総合評価方式指名競争入札指名通知書

御中

安芸市長

下記の条件により指名しますので、入札に参加してください。

入札辞退をする場合には、その旨届け出てください。入札辞退により、今後の取引で不利益を受けることはありません。

記

契約条項を示す場所	安芸市企画調整課
落 札 決 定 の 方 法	別添評価基準に基づく評価方法により、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式とする。
同種工事の施工届出書等提出期限	年 月 日までに「同種工事の施工実績届出書」及び「配置予定技術者届出書」の提出のない者の入札は、無効とする。
入 札 保 証 金	免除する。
最 低 制 限 価 格	失格基準価格を設ける。
契 約 保 証 金	別に定める方法により、請負代金額の 10 分の 1 以上の金額を保証する現金の納付又は保証書等の提出を求める。
入 札 の 無 効	別に定める入札心得に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。入札参加者は、入札心得を承知すること。
質 疑	入札日の〇日前まで書面または FAX（0000-00-0000）にて企画調整課で受付ける。
入 札 日 時 及 び 場 所	年 月 日 時 分 安芸市役所 〇〇会議室
工 事 名	〇〇〇工事
工 期 又 は 完 成 期 限	〇〇日又は 年 月 日
設 計 図 書 の 閲 覧	年 月 日まで安芸市企画調整課において閲覧できる。
独占禁止法の遵守に係る誓約書	この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例に定める要領第 2 の規定により、契約担当課へ契約書提出時に、同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第 3 の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

総合評価の方法

- 1 別添「同種工事の施工届出書」及び「配置予定技術者届出書」の提出があった者に標準点 100 点を与え、評価基準による評価に基づき加算点を加える。加算点は、企業の施工能力評価 50 点、配置予定技術者の施工実績評価 25 点、配置予定技術者の保有資格評価 25 点の計 100 点を最高点数 10 点として換算し、標準点に加える。
- 2 標準点に加算点を加えた点数を当該入札参加者の入札価格（単位は千円とする。）で除して得た数値（小数点第 5 位以下を切り捨て、小数点第 4 位までで数値化する。）を評価値とし、評価値によって落札者を決定する。
加算点が 0 点の入札参加者にあっても、評価値は算定する。
- 3 入札価格が予定価格の範囲内で、かつ評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格が別に定める失格基準相当価格未満の者にあつては、失格として落札者とししない。入札価格が予定価格の範囲内で、かつ評価値の最も高い者が 2 者以上ある場合の落札者は、くじ引きにより決定する。
- 4 落札者は、「配置予定技術者届出書」で届け出た技術者を当該工事に配置しなければならない。

別添

総合評価方式指名競争入札評価基準

評価項目		評価内容	評価基準	配点
企業の 施工能力	同種工事の 施工実績	過去 10 年間の 同種工事の施工実績	A 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 3 件以上	50 点
			B 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 2 件	40 点
			C 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 1 件	30 点
			D 高知県内における公共機関発注の工事 実績 3 件以上	20 点
			E 高知県内における公共機関発注の工事 実績 2 件まで	10 点
			F 工事实績なし	0 点
配置 予定 技術者 の 能力	同種工事の 施工実績	過去 10 年間の 監理技術者、主任技 術者、現場代理人と しての施工従事の有 無	A 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 3 件以上	25 点
			B 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 2 件	20 点
			C 安芸市内における公共機関発注の工事 実績 1 件	15 点
			D 高知県内における公共機関発注の工事 実績 3 件以上	10 点
			E 高知県内における公共機関発注の工事 実績 2 件まで	5 点
			F 工事实績なし	0 点
	保有資格	配置予定技術者の 保有する資格	A 1 級土木施工管理技士と同等の資格を 有する者	25 点
			B 2 級土木施工管理技士と同等の資格を 有する者	15 点
			C その他の資格を有する者	5 点

(提出書類の記載留意事項)

同種工事の施工実績届出書

企業の施工能力における同種工事とは、次の工事をいう。

- ○○○が、○○以上であること。
- ○○○が、○○以上であること。

※同種工事として評価する工事の要件を記載する。

総合評価方式における評価根拠資料となるものであり、評価対象とするものについて、1 工事 1 部ずつの作成が必要。

1 工事名欄

受注工事名を記載する。

2 発注機関名欄

具体的に記載する（安芸市○○課、高知県○○事務所等）。

3 施工場所欄

具体的に記載する。（安芸市○○○）

4 契約金額欄

最終契約金額（契約時ではなく、変更契約があった場合には変更契約額を増減させた後の最終請負金額）を千円単位（千円未満切捨）で記載する。

5 工期欄

契約日ではなく、着工日から完成日までとする。

6 受注形態欄

単体、J V（共同企業体）の別を記載する。ただし、J Vの場合には出資比率 20% 以上のものでなければ評価対象とはならない。

7 工事内容欄

施工方法、規模、寸法を簡潔に記載する。

8 添付資料

施工実績の確認資料として、(財)日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録している CORINS 工事カルテの写しを添付する。

CORINS 工事カルテがない場合には、挙証資料として当該工事の契約書、設計図書（工事の施工実績が証明し得る部分のみで可）の写しを添付する。

この添付資料の添付がない場合には、評価対象としない。

配置予定技術者届出書

配置予定技術者の能力における同種工事とは、次の工事をいう。

- ○○○が、○○以上であること。
- ○○○が、○○以上であること。

総合評価方式における評価根拠資料となるものであり、評価対象とするものについて、1 工事 1 部ずつの作成が必要であること。

同種工事の施工実績届出書と同一の工事であり、CORINS 工事カルテ等の確認資料が共通する場合は、確認資料の添付を省略することができるが、その旨を記載すること。

配置予定技術者の有する法令による免許及び継続雇用がされていることの挙証資料については、各 1 部で差し支えない。なお、申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合は、2 人までに限り候補者をもって申請することができるものとするが、配置予定技術者氏名に（候補者 1）、（候補者 2）を併記し識別できるようにすること。この場合は、評価値が低い者を審査対象とする。

1 法令による免許欄

保有免許の正式名称と（ ）書でその取得年月日及び登録番号を記載する。経験年数は、申請日までの実務経験年数を記載すること。

保有免許の確認資料として、技術検定合格証明書、監理技術者である場合には加えて監理技術者資格者証（平成 16 年 3 月 1 日以降に交付された資格者証を所持している者については、指定講習に係る講習修了証を併せて）の写しを必ず添付する。この添付がない場合には当該保有資格を有する技術者とは認められず、評価対象としないので注意。

なお、技術検定合格者ではないが建設業法第 7 条第 2 号イ～ハに該当し同等の資格、を有するとして届け出る場合には、それを証明するに足る資料（写しで可）の添付が必要であること。

2 雇用年月日欄

配置技術者は申請日において引き続き 3 ヶ月以上雇用されている者でなければ、保有資格があっても届け出ることはできない。

雇用年月日と雇用期間は申請日時点のものを記載し、引き続き 3 ヶ月以上雇用されていることを証明する健康保険証の写しを必ず添付する。この添付がない場合には引き続き 3 ヶ月以上雇用されているとは認められず、評価対象としないので注意。何らかの事情で健康保険証の写しの添付ができない場合には、給与支払調書の写し等、3 ヶ月以上雇用されていることが証明できる資料を添付する。

3 施工経験の概要欄

「同種工事の施工届出書」の留意事項 1～7 に準ずるが、従事役職は監理技術者、主任技術者、現場代理人のいずれかに限る。工期の途中で変更になっている場合には、実績として認めない。

※申請書類の様式は、安芸市ホームページよりダウンロードしてください。

別紙 3

一般（指名）競争入札参加資格申請書（総合評価方式用）

年 月 日

安芸市長

様

申 請 者 住 所

商号及び代表者氏名

申 請 書 作 成 者 氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

年 月 日付けで公告（通知）のあった〇〇〇工事（第〇－〇号）の入札に参加
したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、
入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

- 1 同種工事の施工実績届出書
- 2 配置予定技術者届出書

安芸市総合評価方式評価一覧(入札結果公表用)

工事名及び工事番号	:
予 定 価 格 (税 抜)	:
失格基準価格(税抜)	:
入 札 区 分	:
入 札 日 時	:
入 札 場 所	:

[illegible]